

J Aネットバンク利用規定 新旧対照表

(下線部は改正部分を示す。)

新	旧
<p>1. JAネットバンク</p> <p>「JAネットバンク」(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコンや<u>スマートフォン</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下、「払込」といいます。)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込を承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>2. サービス取扱時間(省略)</p> <p>3. 利用申込み (1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 本サービスの申込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」や<u>同封の資料</u>等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p> <p>4. 本人確認～30. 準拠法・合意管轄(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. JAネットバンク</p> <p>「JAネットバンク」(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコンや<u>携帯電話</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下、「払込」といいます。)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込を承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>2. サービス取扱時間(省略)</p> <p>3. 利用申込み (1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 本サービスの申込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」や<u>「操作手引き」</u>等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p> <p>4. 本人確認～30. 準拠法・合意管轄(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

この規定は、令和2年11月16日から実施する。